

早川町・身延町・南部町医療事務組合管理者の職務を代理する職員を定める規則
(令和7年9月1日規則第5号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定により、管理者の職務を代理する上席の職員については、局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。